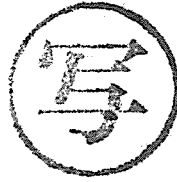


入

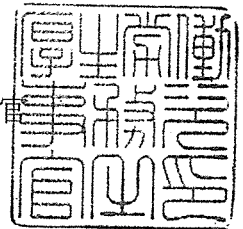


厚生労働省発医政第 1016007 号

平成 20 年 10 月 16 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



平成 20 年度医療提供体制施設整備交付金の交付について

標記の国庫交付金の交付については、平成 20 年 6 月 20 日厚生労働省発医政第 0620014 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 20 年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 20 年 10 月 16 日から適用することとされたので通知する。

(別 添)

平成20年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱新旧対照表

新		旧													
別 紙	平成20年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱	別 紙	平成20年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱												
1～8 (略)		1～8 (略)													
別表1～4 (略)		別表1～4 (略)													
別表5 事業区分による調整	<table><tr><th>事業区分</th><th>調整率</th></tr><tr><td>4の(1)から(30)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)</td><td>0.33</td></tr><tr><td>4の(12)、(13)及び(31)から(33)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限り。)</td><td>0.50</td></tr></table>	事業区分	調整率	4の(1)から(30)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33	4の(12)、(13)及び(31)から(33)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限り。)	0.50	別表5 事業区分による調整	<table><tr><th>事業区分</th><th>調整率</th></tr><tr><td>4の(1)から(30)に掲げる事業</td><td>0.33</td></tr><tr><td>4の(31)から(33)に掲げる事業</td><td>0.50</td></tr></table>	事業区分	調整率	4の(1)から(30)に掲げる事業	0.33	4の(31)から(33)に掲げる事業	0.50
事業区分	調整率														
4の(1)から(30)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33														
4の(12)、(13)及び(31)から(33)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限り。)	0.50														
事業区分	調整率														
4の(1)から(30)に掲げる事業	0.33														
4の(31)から(33)に掲げる事業	0.50														
別表6～8 (略)		別表6～8 (略)													
9～17 (略)		9～17 (略)													
別紙1～8 (略)		別紙1～8 (略)													

平成20年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、平成20年4月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、建築後の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付対象事業)
4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

- (1) 休日夜間急患センター施設整備事業
昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター施設整備事業
- (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業
「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

- (3) 救命救急センター施設整備事業
「救命救急センター施設整備事業実施要綱」に基づく救命救急センター施設整備事業

- (4) 小児救急医療拠点病院施設整備事業
「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院施設整備事業

- (5) 小児初期救急センター施設整備事業
「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児初期救急センター施設整備事業

- (6) 小児医療施設施設整備事業
平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」（以下「母子医療施設整備事業実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

- (7) 周産期医療施設施設整備事業
「母子医療施設整備事業実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

- (8) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業
平成19年2月6日医政発第0206003号厚生労働省医政局長及び雇児発第0206001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病床転換整備事業の実施について」に基づく小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業

- (9) 共同利用施設施設整備事業
昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設（部門）施設整備事業

(10) 医療施設近代化施設整備事業

平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」(以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。)に基づく医療施設近代化施設整備事業

(11) 不足病床地区病院施設整備事業

次に定める基準により実施する療養病床及び一般病床不足地区における病院の施設整備事業

ア 新築の場合

新築しようとする所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えないこと。

イ 増築の場合

増築しようとする病院の療養病床及び一般病床利用率が前年において年間平均80%以上であり、かつ、アの要件に該当するものであること。

(12) 基幹災害医療センター施設整備事業

平成8年5月10日健政発第435号厚生省健康政策局長通知「災害拠点病院整備事業の実施について」(以下「災害拠点病院整備事業実施要綱」という。)に基づく基幹災害医療センター施設整備事業

(13) 地域災害医療センター施設整備事業

「災害拠点病院整備事業実施要綱」に基づく地域災害医療センター施設整備事業

(14) 院内助産所・助産師外来施設整備事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づく院内助産所・助産師外来施設整備事業

(15) がん診療施設施設整備事業

がんの診断、治療を行う病院の施設整備事業

(16) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業

リハビリテーション施設の施設整備事業

(17) 腎移植施設施設整備事業

昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設施設整備事業

(18) 特殊病室施設整備事業
平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髓移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業

(19) 肝移植施設施設整備事業
平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設施設整備事業

(20) 治験施設施設整備事業
平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設施設整備事業

(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業
平成11年12月21日児発第882号厚生省児童家庭局長通知「病児・病後児保育施設整備事業の実施について」に基づく病児・病後児保育施設施設整備事業

(22) 特定地域病院施設整備事業
大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(3)、(6)、(11)、(15)、(16)、(17)の施設整備事業又は平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」(以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。)に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院(以下「大規模地震指定地域病院」という。)が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟(精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。)の耐震化を図る施設整備事業

(23) 医療施設耐震工事等施設整備事業
平成12年11月22日健政発第1325号厚生省健康政策局長通知「医療施設耐震工事等施設整備事業の実施について」に基づき、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする（地震防災上改築又は補強を要する）医療機関及び土砂災害危険か所に所在する医療施設が実施する医療施設耐震工事等施設整備事業

(24) 医療施設耐震整備事業
平成18年10月12日医政発第1012003号厚生労働省医政局長通知「医療施設耐震整備事業の実施について」に基づく医療施設耐震整備事業

(25) アスベスト除去等整備事業
平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アス

ベスト除去等整備事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(26) 看護師勤務環境改善施設整備事業

平成5年6月15日健政発第388号厚生省健康政策局長通知「看護婦勤務環境改善施設整備事業の実施について」に基づく看護師勤務環境改善施設整備事業

(27) 看護師宿舎施設整備事業

平成5年6月15日健政発第389号厚生省健康政策局長通知「看護婦宿舎施設整備事業の実施について」に基づく看護師宿舎施設整備事業

(28) 病院内保育所施設整備事業

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づく病院内保育所施設整備事業

(29) 院内感染対策施設整備事業

平成5年6月15日健政発第387号厚生省健康政策局長通知「院内感染対策施設整備事業について」に基づく院内感染対策施設整備事業

(30) 医療機器管理室施設整備事業

平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業

(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づく内視鏡訓練施設施設整備事業

(32) 看護師等養成所施設整備事業

看護師等養成所の施設整備事業

(33) 歯科衛生士養成所施設整備事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき、整備後の修業年限を3年以上とする歯科衛生士養成所施設整備事業

(交付金事業者)

- 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

(1) 4の(1)から(31)に掲げる交付対象事業
医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

ただし、(11)、(16)及び(22)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会(以下「公的団体」という。)並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。

また、(9)、(20)、(24)及び(27)並びに(29)から(31)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者(以下「民間事業者」という。)に限る。

(2) 4の(32)及び(33)の交付対象事業

(ア) 医療法人(イ) 社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)(ウ) 学校法人及び準学校法人(エ) 民法法人(オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、(ア)及び(エ)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の2の規定による「専修学校」又は同法第83条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)若しくは歯科衛生士養成所に限る。

(交付金の対象除外)
6 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、扉及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てらるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表2の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 別表1の第1欄のAに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6、別表7及び別表8の評価事項による評価に基づき、合計した額を交付額とする。
- (4) 別表1の第1欄のB及びCに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(32)及び(33)の交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。

(交付金の配分方法)

- 8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 交付金の配分の調整は、当初提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、交付金の対象となる事業分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。
- (2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業 (1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 備事業 (3) 救命救急センター施設整備事業 (4) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (5) 小児初期救急センター施設整備事業 (6) 小児医療施設施設整備事業 (7) 周産期医療施設施設整備事業 (8) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業 業 (9) 共同利用施設施設整備事業 (10) 医療施設近代化施設整備事業 (11) 不足病床地区病院施設整備事業 (12) 基幹災害医療センター施設整備事業 (13) 地域災害医療センター施設整備事業 (14) 院内助産所・助産師外来施設整備事業 (15) がん診療施設施設整備事業 (16) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (17) 腎移植施設施設整備事業 (18) 特殊病室施設整備事業 (19) 肝移植施設施設整備事業 (20) 治験施設施設整備事業	(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (22) 特定地域病院施設整備事業 (23) 医療施設耐震工事等施設整備事業 (24) 医療施設耐震整備事業 (25) アスベスト除去等整備事業 (26) 看護師勤務環境改善施設整備事業 (27) 看護師宿舍施設整備事業 (28) 病院内保育所施設整備事業 (29) 院内感染対策施設整備事業 (30) 医療機器管理室施設整備事業
B 施設環境等の改善に関する事業	(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (22) 特定地域病院施設整備事業 (23) 医療施設耐震工事等施設整備事業 (24) 医療施設耐震整備事業 (25) アスベスト除去等整備事業 (26) 看護師勤務環境改善施設整備事業 (27) 看護師宿舍施設整備事業 (28) 病院内保育所施設整備事業 (29) 院内感染対策施設整備事業 (30) 医療機器管理室施設整備事業
C 医療従事者の養成本力の充実に関する事業	(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業 (32) 看護師等養成所施設整備事業 (33) 歯科衛生士養成所施設整備事業

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患 センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 人口 10 万人以上の場合 150 m² (ただし、特別に必要がある場合は 300 m²を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 100 m² (ただし、特別に必要がある場合は 200 m²を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等

(2) 病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整 備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 150 m² (ただし、特別に必要がある 場合は 300 m²を限度とす る。また、心臓病専用病室 (CCU)を整備する場合 は、1床当たり(2床を限度 とする。)15 m²を加算し、 脳卒中専用病室(SCU)を 整備する場合は、1床当た り(2床を限度とする。) 15 m²を加算する。)	心臓病専用病室(CCU)を 整備する場合、次に掲げる基 準面積に別表3に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 15 m²×心臓病専用病床数 (ただし、2床を限度とす る。) 心臓病専用病室(CCU)として必 要な次の部門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、 暖冷房、附属設備 等)	脳卒中専用病室(SCU)を 整備する場合、次に掲げる基 準面積に別表3に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 15 m²×脳卒中専用病床数 (ただし、2床を限度とす る。) 脳卒中専用病室(SCU)として必 要な次の部門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、 暖冷房、附属設備 等)
---	--	--	--

(3) 救命救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 2,300 m² (ただし、30 床未満の場合は、1床当たり 30 m²を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15 m²を加算する。)	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、集中治療病室(ICU)、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) (2) 診療棟 (検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等) (3) その他 (事務室、機械室、自家発電室 等) (4) 脳卒中専用病室(SCU)
	ヘリポート1か所当たり 58,808 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15 m²×脳卒中専用病床数 (ただし、4床を限度とする。)	脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
	小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 m²×小児救急専門病床数 (ただし、6 床を限度とする。)	小児救急専門病床(小児専門集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)

(1) 診療棟 小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	(1) 都道府県人口規模 400 基準面積 次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。	(6) 小児医療施設 施設整備事業
小児初期救急センターとして必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 300 m²	(5) 小児初期救急 センター施設整備 事業
小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室 等	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150 m²	(4) 小児救急医療 拠点病院施設整備 事業
救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建築物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×32,700 円	
重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) 重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 m²×重症外傷専門病床数(ただし、4 床を限度とする。)	
心臓病専用病室(CCU)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 m²×心臓病専門病床数(ただし、4 床を限度とする。)	

	万人以上の場合 1,300 m² (2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 800 m² (3) 小児総合病院 4,000 m²	(診察室、検査室、エックス線室、手術室 等) (2) 小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(7) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 500 m² (2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 300 m²	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） (病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(8) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業	1床当たり 2,935 千円× 廃止・削減病床数	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な改修に要する工事費及び工事請負費 ただし、病床過剰地域においては、他の診療科病床への整備を補助対象としない。
(9) 共同利用施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合算額とする。 基準面積 (1) 特殊診療棟 300 m² (2) 開放型病棟 一般病床×1床当たり 基準面積 (1床当たり基準面積) 耐火構造 13.88 m² ブロック・木造 12.56 m² (ただし、50 床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)

	床及び開放型病棟に転用する面積とする。	
(10) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 ただし、平成17年度以前からの継続整備事業で、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年厚生省発医第137号）による補助を受けている事業者については、補助開始年度における当該交付要綱に定める単価を適用する。 (1) 病院（改修により療養病床を整備する病院は除く。） ア及びビに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 エ 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 医療施設整備事業 (1) 病院（改修により療養病床を整備する病院は除く。） ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) イ 次に掲げる整備のうち厚生労働省が定める整備事業に該当するもの（以下「整備事業」という。）

	整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15 m²×整備後の整備区域の病床数 ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり 588 千円×整備後の整備区域の病床数 (2) 改修により療養病床を整備する病院 1床当たり 2,935 千円×整備後の療養病床の病床数 ただし、(1)、(2)の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。 (3) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額とする。	働大臣が認める部門 (ア) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境改善整備 (ウ) 衛生環境改善整備 (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 ウ 電子カルテシステムの整備 (2) 改修により療養病床を整備する病院 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) (3) 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
--	--	--

	ア 病棟整備 (7) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (4) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (4) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 (7) 無床の場合 160㎡ (4) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240㎡ ② 6床以上の場合 760㎡ イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり2,935千円 ×整備後の療養病床の病床数	(4) 診療所 (診療室、処置室、薬剤室、エックスメソ、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等) ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等(外
--	--	---

	(5) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 1施設当たり 40 m² イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1 m² ウ 浴室 浴室1か所当たり 8,581千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、17,162千円とする。 (6) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価	来部門を除く。)) (5) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備 等) (6) 介護老人保健施設及び診療所 ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(6の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)
--	--	---

(11) 不足病床地区 病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 (1) 新築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、100床を限度とする。) (2) 増築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、50床を限度とする。) (1床当たり基準面積) 耐火構造 21.00 m²/床 フロック・木造 18.84 m²/床	不足病床地区病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(1床当たり単価) 新築 3,031千円 改築 3,637千円 改修 1,516千円	イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160 m²	イ 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等) 入費等を含む。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 いい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。))

(12) 基幹災害医療センター施設整備事業	補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300 m ² ×32,700 円	基幹災害医療センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	備蓄倉庫 1 か所当たり 120,814 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
	自家発電装置 1 か所当たり 145,381 千円	自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 133,974 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費
	研修部門 1 か所当たり 92,935 千円	研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 108,954 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
(13) 地域災害医療センター施設整備事業	補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300 m ² ×32,700 円	地域災害医療センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	備蓄倉庫 1 か所当たり 34,076 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
	自家発電装置 1 か所当たり 145,381 千円	自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 133,974 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 58,808 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
(14) 院内助産所・助産師外来施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 30 m ²	院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

(15) がん診療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1,300 m ²	(1) 診療棟 又は工事請負費 がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室 等) (2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バリエーション、廊下、便所 等)
(16) 医学的リハビリテーション施設 施設設置整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 450 m ²	医学的リハビリテーション施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、水治療室、電気マッソージ室、診察室、休養室、待合室、倉庫、便所 等)
(17) 腎移植施設 設置整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100 m ²	腎移植施設として必要な次の部門の工事費又は工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)
(18) 特殊病室施設 整備事業	1室当たり 50,570千円	特殊病室(無菌室)整備に必要な工事費又は工事請負費
(19) 肝移植施設 設置整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100 m ²	肝移植施設として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)
(20) 治療施設 整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 治療専門外来 100 m ²	治療施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 治療専門外来 (外来診察室、処置室、検査室 等)

	(2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m²	(2) 治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門 (治験依頼者相談室、被験者相談室) その他 (諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室 等)
(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 利用(増加)定員×7.2 m² ただし、改修の場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	病児・病後児保育施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(22) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。((2)の場合を除く。) 基準面積 (1) 改築の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m² (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88 m²を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積	特定地域病院の次の各部門の改築、改修(補強)に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等) (2) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等)

(23) 医療施設耐震 工事等施設整備 事業	(2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%× 13.88㎡×32,700円 (ただし、一部補強の 場合は上記による面 積から補強を要しな い病床数×13.88㎡ を差引いた面積を限 度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診 療棟面積で厚生労働大臣が認 める面積×32,700円	補強が必要と認められるも の 基準面積 2,300㎡×32,700円	補強又は防護壁の設置等が 必要と認められるもの1か所 当たり 25,742千円	耐震化を必要とする医療機関とし て必要な新築、増改築に伴う補強及 び既存建物に対する補強に要する工 事費又は工事請負費	医療施設耐震整備として必要な新 築、増改築に伴う補強及び既存建物 に対する補強に要する工事費又は工 事請負費	(25) アスベスト除 去等整備事業	1㎡当たり 34,300円 ×アスベスト等の除去等を 行う壁等の延面積	(26) 看護師勤務環 境改善施設整備 事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額の 合算額とする。 基準面積 1看護単位につき 50㎡ ナースコールを更新付設す る場合は1㎡当たり 114,200円を加算する。	看護職員が働きやすく離職防止に つながる次の部門の新築、増改築、 改修に要する工事費又は工事請負費 看護師詰め所、処置室、症例等検 討会議室 等
---------------------------------------	---	---	--	--	---	-------------------------------	--	---------------------------------------	---	---

(27) 看護師宿舎施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 看護師1人当たり 33 m ²	病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。)
(28) 病院内保育所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員×5 m ² (ただし、30人を限度とする。)	病院内保育所の開設に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(29) 院内感染対策施設整備事業	1室当たり 10,644 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は24,225千円を加算する。	病院の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費
(30) 医療機器管理室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80 m ²	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 訓練者×30 m ² (ただし、1,000 m ² を限度とする。)	内視鏡訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(32) 看護師等養成所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20 m ² (ただし、2年課程(通信制)は3 m ²) イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17 m ²	学校又は養成所(寄宿舍を含む。)の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費

(33) 歯科衛生士養成施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 新築、増改築ともに施設整備後の第3学年の定員×20㎡	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費及び工事請負費
	(2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築(移改築及び模様替えを含む。)の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積	

(注) 1 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

2 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患 センター施設整備事業 (5) 小児初期救急 センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	130,000	123,800	117,600	111,400
		ブロック	113,300	107,900	102,500	97,100
		木造	130,000	123,800	117,600	111,400
(2) 病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整備事業 (3) 救命救急セン ター施設整備事業 (4) 小児救急医療 拠点病院施設整備事業 (30) 医療機器管理 室施設整備事業 (31) 内視鏡訓練施 設施設整備事業		鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000
(6) 小児医療施設 施設整備事業 (9) 共同利用施設 施設整備事業 (11) 不足病床地区 病院施設整備事業 (15) がん診療施設 施設整備事業 (16) 医学的リハビ リテーション施 設施設整備事業 (22) 特定地域病院 施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
	診療棟	鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300

(7) 周産期医療施設 施設整備事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
(10) 医療施設近代 化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		フロック	144,100	137,200	130,300	123,500
		リート				
	診療所	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800
		フロック	107,900	107,900	107,900	107,900
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800
	診療所	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500
	(離島、 豪雪地 区)	フロック	115,800	115,800	115,800	115,800
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500
(14) 院内助産所・ 助産師外来施設 整備事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		リート				
		フロック	144,100	137,200	130,300	123,500
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400
(17) 腎移植施設 整備事業		鉄筋コンクリート	391,500	391,500	391,500	391,500
(19) 肝移植施設 整備事業		リート				
(20) 治療施設 整備事業	治療専 門外来	鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000
		リート				
		フロック	161,400	153,700	146,000	138,300
	治療管 理部門	鉄筋コンクリート	152,000	144,800	137,600	130,300
		リート				
		フロック	133,000	126,700	120,400	114,000
(21) 病児・病後児 保育施設施設整備 事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		リート				
		フロック	144,100	137,200	130,300	123,500
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400
(26) 看護師勤務環 境改善施設整備 事業						
(27) 看護師宿舍施 設整備事業		鉄筋コンクリート	184,100	175,300	166,500	157,800
		リート				
		フロック	160,900	153,200	145,500	137,900
		木造	184,100	175,300	166,500	157,800

(28) 病院内保育所 施設整備事業	鉄筋コンクリート	153,000	145,700	138,400	131,100
	ブロック	134,000	127,600	121,200	114,800
	木造	153,000	145,700	138,400	131,100
(32) 看護師等養成 所施設整備事業	鉄筋コンクリート	133,700	127,300	120,900	114,600
(33) 歯科衛生士養成 所施設整備事業	ブロック	115,900	110,400	104,900	99,400
	木造	133,700	127,300	120,900	114,600

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (10)医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する「豪雪地帯」及び第2項に規定する「特別豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」とする。

3 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

別表 4 既存病床数の割合による調整（平成20年3月31日現在）

調整率	既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)	105%以上	0.95
		105%未満	1.00

別表 5 事業区分による調整

事業区分	4の(1)から(30)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
	4の(12)、(13)及び(31)から(33)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

別表 6 都道府県の優先順位に係る評価事項(100点)

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表 7 医療機関に係る評価事項(35点)

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	専門的な診療機能	その他の医療機能	救急医療の機能	(2) 脳卒中	その他の医療機能	救急医療の機能	(3) 急性心筋梗塞
(1) がん	圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点	圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点	圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点	圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点	圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点	圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点	圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点	圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点

	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表 8 都道府県の取組に係る評価事項 (15点)

項目	点数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況 (5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする (各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数 (5点)	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上: 5点 (2) 10人以上20人未満: 2点
都道府県における医師確保対策取組等 (医師派遣を除く。)(5点)	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする (各項目1点)。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ボランティアバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

(交付の条件)

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 交付対象事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所 (ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途 (ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

- (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙8による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下9において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (ア) 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (イ) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ク 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下9において「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(7) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業（4の（1）、（2）及び（21）に限る。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (5) 及び (6) のア、イ、ウ及びエ

この場合において、(5) 中「交付金」とあるのは「補助金」と、「別紙8」と

あるのは「別紙８に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下９において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下９において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下９において「間接補助事業」という。）を行うにあたり（６）のアからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「別紙７」とあるのは「別紙７に準じた様式」と読み替えるものとする。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ イにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

（８）（６）及び（７）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

（９） 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙６により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙２による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、平成２０年７月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、平成２１年１月１６日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付金の概算払)

(遂行状況報告)
14 都道府県知事は、別紙3による平成20年12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)
15 都道府県知事は、別紙4による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。
なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙5による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の返還)

16 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

17 特別の事情により、7、10、11、14及び15に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙1

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成20年度医療提供施設等の整備に関する計画の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

- 1 平成20年度医療提供施設等の整備に関する計画（事業計画）
別紙1－1のとおり
- 2 平成20年度事業の実施に要する経費に関する調書
別紙1－2のとおり
- 3 添付書類
 - ・ 整備施設の構造設備の概要及び運営方法を記載した資料
 - ・ 別表2の第3欄に掲げる対象経費の実支出額を証する資料
 - ・ 総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
 - ・ その他参考となるべき資料

1. 事業計画の概要

[illegible]

- ※「事業分類」欄には、別表1の第1欄に掲げる事業分類を記載すること。
 - ※「事業区分」欄には、別表1の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
 - ※「該当する4疾病5事業」の欄には、当該事業計画により医療連携体制の構築を図ろうとする4疾病5事業のうち主要なものを記載すること。
2. 整備の目的
※当該事業計画に掲げられている施設整備の目的、必要性、施設整備による効果等を記入すること。
また、必要に応じ、資料を添付すること。
 3. 都道府県整備現況
※当該事業の都道府県における整備状況とその充足度等を、具体的数値を用いて記載すること。
 4. 整備後状況見込
※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度達成見込等を、具体的数値を用いて記載すること。
 5. 医療計画における事業計画の位置づけ

平成20年度事業の実施に要する経費に関する調書（医療提供体制施設整備交付金）

（都道府県名）

事業分類	事業区分	施設の名称	別表2の第2欄 に定める基準 額	別表2の第3欄 に掲げる対象 経費の支出予 定額 (B)	送 定 額 (C)	総事業費から 寄付金その他、 収入額を控除 した額 (D)	交付基礎額 (E)	別表4の既存 病床割合に よる調整率 (F)	別表5の事 業区分に よる調整 率 (G)	交 付 額 $(E) \times (F) \times (G)$ / 1,000 = (H) 千円	新規・ 継続の 別	考 備
			円	円	円	円	円					
									小 計			
									小 計			
									小 計			
									小 計			
									小 計			
									小 計			
合 計												

（作成要領）

- 1 「事業分類」欄には、別表1の第1欄に掲げる事業分類を記載すること。
- 2 「事業区分」欄には、別表1の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
- 3 「送定額」(C)欄には、別表2の第2欄に定める基準額(A)と別表2の第3欄に掲げる対象経費の支出予定額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 「交付基礎額」(E)欄には、送定額(C)と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 「新規・継続の別」欄には、次に該当するものを記載すること。
・平成20年度に新たに行う事業 → 「新規」
・平成19年度において国庫補助金を受け、平成20年度においても継続整備される事業 → 「継続」
- 6 「備考」欄に、平成20年4月17日医政発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無を記入すること。

別表7 事業内容別の医療機関に関する評価事項(35点満点)

都道府県名:
補助事業名:
医療機関名:

合計

小計1+2

1. 医療連携体制の構築に関する評価事項(20点満点)

医療計画への医療機関名の記載状況	整備後記載予定 (圏域内で初めて整備するものに限る)	記載済み又は整備後記載予定 (圏域内で2番目以降に整備するもの)
------------------	-------------------------------	-------------------------------------

【4疾病】 がん	専門的な診療機能	+10点	
	その他の医療機能	+5点	
脳卒中	救急医療の機能	+10点	
	その他の医療機能	+5点	
急性心筋梗塞	救急医療の機能	+10点	
	その他の医療機能	+5点	
糖尿病	各医療機能	+5点	
【5事業】	救急医療		
	救命救急センターの機能	+10点	
救急医療	入院を要する救急医療の機能	+10点	
	(病院群輪番制病院等二次救急医療施設)	+10点	
災害時における医療	災害拠点病院としての機能	+10点	
	その他の医療機能	+5点	
へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	+10点	
	(へき地医療拠点病院)	+5点	
周産期医療	総合周産期医療の機能	+10点	
	(総合周産期母子医療センター)	+10点	
地域周産期医療の機能	地域周産期医療の機能	+10点	
	(地域周産期医療センター)	+10点	
正常分娩の機能	正常分娩の機能	+10点	
	(院内助産所・助産師外来)	+5点	
小児医療(小児救急)	小児の救命救急医療の機能	+10点	
	(小児救急医療拠点病院等)	+10点	
【その他】	その他の医療機能	+5点	
	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	+5点	
小計			

* 整備内容が投収の事業に該当する場合に、主たる事業により評価を行うこと(上表のいずれか一か所に点数を記入する。)

2. 医師確保対策への協力に関する評価事項(15点満点)

医師派遣の実績	都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づくもの	+10点	
	年間3人以上	+5点	
	同1人以上3人未満	+5点	
	都道府県その他の機関、委員会等の派遣要請に基づくもの	+5点	
	年間1人以上	+5点	
小計			

* 代診医の派遣等短期の派遣については、年間の派遣日数の合計により常勤換算すること(常勤1人＝派遣日数の合計が245日)
* 上表の該当するか所すべてに点数を記入すること。

別表8 都道府県の医療計画及び医師確保対策の推進に関する評価事項(15点満点)

都道府県名:
医療機関名:
補助事業名:

【医療計画の推進】(5点満点)		小計	
医療連携体制推進事業の取り組み状況			
事業内容(種類)の評価			
地域医療連携パスの作成	+ 1点		
IT等の活用による住民への情報提供	+ 1点		
IT等の活用による診療連携体制の構築	+ 1点		
医療従事者向けの研修会の実施	+ 1点		
その他	+ 1点		
【医師確保対策の推進】(10点満点)		小計	
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数			
年間20人以上	+ 5点		
同10人以上	+ 2点		
大学医学部における地域枠の設定状況			
設定済み	+ 1点		
医学部学生等への修学資金支援状況			
実施済み	+ 1点		
自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身 都道府県定着率			
80%以上	+ 1点		
ドクターバンクの設置状況			
設置済み	+ 1点		
小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う 連携強化病院設置状況			
設置済み	+ 1点		
合 計			

* 代診医の派遣等短期の派遣については、年間の派遣日数の合計により常勤換算すること
(常勤1人＝派遣日数の合計が245日)。

* 上表の該当するか所すべてに点数を記入すること。

番
号
年
月
日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成20年度医療提供体制施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画 | | |
| | 別紙2-1のとおり | | |
| 3 | 平成20年度交付対象事業の実施に要する経費に関する調査 | | |
| | 別紙2-2のとおり | | |
| 4 | 添付書類 | | |

- ・交付対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
- ・都道府県の歳入歳出予算書（見込書）の抄本
- ・その他参考となるべき資料

(都道府県名)

※「事業分類」欄には、別表1の第1欄に掲げる事業分類を記載すること。
 ※「事業区分」欄には、別表1の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
 ※「該当する4疾病5事業」の欄には、当該事業計画により医療連携体制の構築を図ろうとする4疾病5事業のうち主要なもの一つを記載すること。

※当該事業計画に掲げられている施設整備の目的、必要性、施設整備による効果等を記入すること。
また、必要に応じ、資料を添付すること。

※当該事業の都道府県における整備状況とその充足度等を、具体的数値を用いて記載すること。

※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度達成見込等を、具体的数値を用いて記載すること。

5. 医療計画における事業計画の位置づけ

[illegible]

- 1 「事業分類」欄には、別表1の第1欄に掲げる事業分類を記載すること。
- 2 「事業区分」欄には、別表1の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
- 3 「選定額」(C)欄には、別表2の第2欄に定める基準額(A)と別表2の第3欄に掲げる対象経費の支出予定額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 「新規・継続の別」欄には、次に該当するものを記載すること。
 - ・平成20年度に新たに行う事業→「新規」..
 - ・平成19年度において国庫補助金を受け、平成20年度においても継続整備される事業→「継続」
- 6 「備考」欄に、平成20年4月17日医政発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無を記入すること。

別紙3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成20年度医療提供体制施設整備交付金の交付対象事業の
遂行状況報告書について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律
第179号）第12条の規定により、別表のとおり報告する。

別紙 3 (別表)

平成 2 0 年度医療提供体制施設整備交付金による施設の工事遂行状況報告

(都道府県名)

事業分類	事業区分	施設の名称	該当する 4 疾病 5 事業	設置主体	交付金 充 当 額 (A) 円	12月末日まで の 出 来 高 (B) %	3月末日まで の出来高見込 (C) %	繰越見込高 (D)=100-(C) %	繰越見込額 (E)=(A×D) 円	備 考
合 計										

- 1 「事業分類」欄には、別表 1 の第 1 欄に掲げる事業分類を記載すること。
- 2 「事業区分」欄には、別表 1 の第 2 欄に掲げる事業区分を記載すること。

別紙 4

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 20 年度医療提供体制施設整備交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた
平成 20 年度医療提供体制施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類
を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 平成 20 年度医療提供施設等の整備に関する計画（事業計画実績）
別紙 4-1 のとおり
- 3 平成 20 年度医療提供体制施設整備交付金精算額算出内訳
別紙 4-2 のとおり
- 4 添付書類
 - ・ 交付対象事業完成後の建物の全景及び概要を示す写真
 - ・ 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による竣工検査書の写し
 - ・ 都道府県の歳入歳出決算書（見込書）抄本
 - ・ その他参考となるべき資料

(都道府県名)

事業分類

[illegible]

2. 整備後の状況（充足度合）
※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度合等を、具体的数値を用いて記載すること。
また、必要に応じ、資料を添付すること。

3. 次年度事業計画への反映
※「2. 整備後の状況（充足度合）」を踏まえ、次年度の事業計画にどのように反映させるのか記載すること。

平成20年度医療提供体制施設整備交付金精算額算出内訳

(都道府県名)

事業分類	事業区分	施設の名称	別表2の第2欄 に定める基準 額	別表2の第3欄 に掲げる対象 経費の実支出 額	選定額 (C)	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除 した額 (D)	交付基礎額 (E)	別表4の既存 病床割合に よる調整率 (F)	別表5の事 業区分に よる調整 率 (G)	交 付 額 (E) × (F) × (G) / 1,000 = (H) 千円	交付決定額 (I) 千円	交 付 金 受入済額 (J) 千円	差引過△ 不足額 (I) - (J) 千円	新規・ 継続の 別 備考
			円	円	円	円	円				千円	千円		
									小 計					
									小 計					
									小 計					
									小 計					
									小 計					
									小 計					
合 計														

(作成要領)

- 「事業分類」欄には、別表1の第1欄に掲げる事業分類を記載すること。
- 「事業区分」欄には、別表1の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
- 「選定額」(C)欄には、別表2の第2欄に定める基準額(A)と別表2の第3欄に掲げる対象経費の実支出額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「新規・継続の別」欄には、次に該当するものを記載すること。
・平成20年度に新たに行う事業→「新規」
・平成19年度において国庫補助金を受け、平成20年度においても継続整備される事業→「継続」
- 「備考」欄に、平成20年4月17日医政発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無を記入し、抵当権を設定したことがわかる資料(登記簿の写し)を添付すること。

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3の3の

番
号
年
月
日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 20 年度医療提供体制施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律
第 179 号）第 14 条後段の規定により、別表のとおり報告する。

別紙5 (別表)

(都道府県名)

事業分類	事業区分	施設名	交付決定の内容		年度内実行実績		翌年度繰越額		事業実施期間		備考
			事業費	交付金 交付決定額	事業費支払 実績見込額	交付金受入額	事業費	交付金額	着手年月日	完了予定 年月日	
			円	円	円	円	円	円			
合 計											

(作成要領)

- 1 「事業分類」欄には、別表1の第1欄に掲げる事業分類を記載すること。
- 2 「事業区分」欄には、別表1の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。

番
号
年
月
日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
印

平成 20 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号で交付決定を受けた平成 20 年度医療提供体制施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) 第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金

円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要返納相当額)

金

円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

(注) 当該事業区分に係る各所管局課に提出すること。

別紙 7

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

補助事業者名

印

平成 20 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業区分及び施設の名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要返納相当額)
金 _____ 円
- 4 添付書類
3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

平成20年度医療提供体制施設整備交付金調書

平成20年度 厚生労働省所管

(都道府県名)

国		地 方 公 共 団 体											備 考
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	歳 入			歳 出								
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち交付金 相 当 額	支出済額	うち交付金 相 当 額	翌年度繰越額	うち交付金 相 当 額		
(項) 医療提供体制施設整備費	円		円	円		円	円	円	円	円	円		
(目) 医療提供体制施設整備 交付金													

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。